

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（職員事務課）	47
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	48
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	48
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定……………（農業施設管理課）	48
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	48
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	48
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	49
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）	49
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（維持管理防災課）	49

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	49
----------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	50
○特定調達契約に係る入札の公告……………	51

道公安委員会規則

○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………	53
○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則……………	53

告 示

北海道告示第172号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年3月15日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 調達をする特定役務の名称 | 北海道庁物品託送業務（1個当たりの単価） |
| (2) 調達予定数量 | メール便 45,200個 |
| | 宅配便 64,512個 |

2 落札を決定した日

令和4年3月3日

3 落札者の氏名及び住所

- | | |
|---------|-------------------|
| (1) 氏 名 | ヤマト運輸株式会社 |
| (2) 住 所 | 東京都中央区銀座2丁目16番10号 |

4 落札金額

- | | | | |
|----------|-------------|-----------|------|
| (1) メール便 | 全国 | 300グラム以内 | 54円 |
| (2) メール便 | 全国 | 600グラム以内 | 54円 |
| (3) メール便 | 全国 | 1キログラム以内 | 54円 |
| (4) 宅配便 | 北海道 | 2キログラム以内 | 300円 |
| (5) 宅配便 | 北海道 | 5キログラム以内 | 300円 |
| (6) 宅配便 | 北海道 | 10キログラム以内 | 300円 |
| (7) 宅配便 | 北海道 | 20キログラム以内 | 400円 |
| (8) 宅配便 | 北海道 | 25キログラム以内 | 400円 |
| (9) 宅配便 | 東 北 | 2キログラム以内 | 500円 |
| (10) 宅配便 | 東 北 | 5キログラム以内 | 500円 |
| (11) 宅配便 | 東 北 | 10キログラム以内 | 500円 |
| (12) 宅配便 | 東 北 | 20キログラム以内 | 550円 |
| (13) 宅配便 | 東 北 | 25キログラム以内 | 550円 |
| (14) 宅配便 | 関東・信越 | 2キログラム以内 | 500円 |
| (15) 宅配便 | 関東・信越 | 5キログラム以内 | 500円 |
| (16) 宅配便 | 関東・信越 | 10キログラム以内 | 500円 |
| (17) 宅配便 | 関東・信越 | 20キログラム以内 | 550円 |
| (18) 宅配便 | 関東・信越 | 25キログラム以内 | 550円 |
| (19) 宅配便 | 北陸・東海 | 2キログラム以内 | 500円 |
| (20) 宅配便 | 北陸・東海 | 5キログラム以内 | 500円 |
| (21) 宅配便 | 北陸・東海 | 10キログラム以内 | 500円 |
| (22) 宅配便 | 北陸・東海 | 20キログラム以内 | 550円 |
| (23) 宅配便 | 北陸・東海 | 25キログラム以内 | 550円 |
| (24) 宅配便 | 近畿・中国・四国・九州 | 2キログラム以内 | 500円 |
| (25) 宅配便 | 近畿・中国・四国・九州 | 5キログラム以内 | 500円 |
| (26) 宅配便 | 近畿・中国・四国・九州 | 10キログラム以内 | 500円 |
| (27) 宅配便 | 近畿・中国・四国・九州 | 20キログラム以内 | 550円 |
| (28) 宅配便 | 近畿・中国・四国・九州 | 25キログラム以内 | 550円 |
| (29) 宅配便 | 沖 縄 | 2キログラム以内 | 380円 |

- (30) 宅配便 沖 縄 5キログラム以内

380円
- (31) 宅配便 沖 縄 10キログラム以内

380円
- (32) 宅配便 沖 縄 20キログラム以内

380円
- (33) 宅配便 沖 縄 25キログラム以内

380円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和4年1月21日付け北海道告示第30号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道総務部人事局職員事務課収発係

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第173号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、北竜土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

令和4年3月15日

北海道知事 鈴木直道					
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所	
就 任	令和 4. 2.24	理 事	深 瀬 純 一	雨竜郡北竜町字恵岱別40番地1	
同	同	同	谷 本 徹	雨竜郡雨竜町字渭の津74番地64	
同	同	同	藤 井 明 紀	雨竜郡北竜町字西川25番地1	
同	同	同	白 岡 直 樹	同 字碧水140番地1	
同	同	同	平 林 和 美	同 字美葉牛125番地1	
同	同	同	五十嵐 雅 弘	同 字和49番地13	
同	同	監 事	岩 倉 祥 隆	同 字岩村43番地1	
同	同	同	後 藤 敦	同 字三谷90番地1	
退 任	令和 4. 2.23	理 事	川 島 直 美	同 字碧水78番地1	
同	同	同	高 橋 康 詞	同 字和46番地1	
同	同	同	谷 本 徹	雨竜郡雨竜町字渭の津74番地64	
同	同	同	藤 井 明 紀	雨竜郡北竜町字西川25番地1	
同	同	同	後 藤 敦	同 字三谷90番地1	
同	同	同	白 岡 直 樹	同 字碧水140番地1	
同	同	監 事	深 瀬 純 一	同 字恵岱別40番地1	
同	同	同	岩 倉 祥 隆	同 字岩村43番地1	

北海道告示第174号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和4年3月3日、神竜土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年3月15日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、新十津川土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和4年3月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、利害関係人は縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議の申出をすることができる。

令和4年3月15日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第176号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和4年3月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年3月15日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
春日	農業用排水施設、区画整理	北海道胆振総合振興局
東 1	同	北海道上川総合振興局
芽室西	区画整理、客土、暗渠排水、除礫	北海道十勝総合振興局

北海道告示第177号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年3月15日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 登別市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び登別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第178号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を鹿部町役場の掲示場に掲示した。

令和4年3月15日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和4年北海道告示第116号
- 2 所在が不分明な者 能代 一郎、逢坂 勝栄、佐々木 克三郎、西村 光由、大堀 良一

北海道告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

北海道知事 鈴木直道

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

道道 乙部厚沢部線 檜山郡江差町字小黒部町317番地先から 令和4年3月15日

同郡厚沢部町赤沼町308番地先まで

北海道告示第180号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月15日

北海道知事 鈴木直道

福島豊浜1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡	町	字	地番	標柱番号
松前郡	福島町	豊浜	42番	1
同	同	同	105番	2
同	同	同	同	3
同	同	同	107番1	4
同	同	同	同	5
同	同	同	107番2	6
同	同	同	35番地先河川敷	7
同	同	同	34番	8
同	同	同	44番	9

総合振興局告示及び振興局告示

北海道上川総合振興局告示第1005号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年3月15日

北海道上川総合振興局長 佐藤昌彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) 落札に係る物品等の名称
- デジタルカラー複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- (2) 調達台数及び調達予定枚数
- 1台及び1月当たり モノクロ 11,000枚 フルカラー 10,000枚

- 2落札を決定した日
令和4年3月1日
- 3落札者の氏名及び住所
(1)氏名株式会社大江商店
(2)住所旭川市7条通15丁目左1号
- 4落札金額
基本料金18,500円
複写料金(モノクロ)1枚から1,000枚まで1枚当たり0.6円
1,001枚から5,000枚まで1枚当たり0.6円
5,001枚以上1枚当たり0.6円
複写料金(フルカラー)1枚から1,000枚まで1枚当たり5.3円
1,001枚から3,000枚まで1枚当たり5.3円
3,001枚以上1枚当たり5.3円
- 5契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6一般競争入札の公告
令和4年1月18日付け北海道上川総合振興局告示第1003号
- 7契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1)名称北海道上川総合振興局産業振興部林務課
(2)所在地旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道十勝総合振興局告示第1005号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年3月15日

北海道十勝総合振興局長 水戸部 裕

- 1落札に係る物品等の名称及び数量
(1)落札に係る物品等の名称
モノクロ複写機の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙及びステープル針を除く。)
の供給を含む。)一式
(2)調達台数及び調達予定数量
ア入札番号31台及び1台1月当たり9,500枚
イ入札番号61台及び1台1月当たり3,000枚
ウ入札番号81台及び1台1月当たり13,900枚
- 2落札を決定した日
令和4年2月25日

- 3落札者の氏名及び住所
(1)1の(2)のア
ア氏名十勝事務機販売株式会社
イ住所帯広市西19条南1丁目4番地20
(2)1の(2)のイ
ア氏名株式会社曽我
イ住所帯広市西15条南28丁目1番地8
(3)1の(2)のウ
ア氏名株式会社朝日
イ住所帯広市西7条南5丁目2番地
- 4落札金額
(1)1の(2)のア
ア基本料金(1月当たり)16,000円
イ複写料金(1枚当たり)2.80円
(2)1の(2)のイ
ア基本料金(1月当たり)8,000円
イ複写料金(1枚当たり)1.50円
(3)1の(2)のウ
ア基本料金(1月当たり)16,200円
イ複写料金(1枚当たり)1.50円
- 5契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6一般競争入札の公告
令和4年1月28日付け北海道十勝総合振興局告示第1001号
- 7契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1)名称北海道十勝総合振興局総務課
(2)所在地帯広市東3条南3丁目1番地

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第66号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。
なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和4年3月15日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和3年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和4年3月15日に一般競争入札の公告を行う電力の需給契約
- (2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物 品 等 の 種 類 電力（低圧）

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、電力供給実績があること。
- (3) 資格申請の申請をする直前2年間に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第477号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和4年3月15日（火）から同月22日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ正午）までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<https://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第67号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年3月15日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 調達をする物品等の名称 電力（低圧）

イ 低圧電力の契約種別及び調達予定数量

(ア) 従量電灯B

a 契約電力（1契約当たりの単価）

(a) 20A 1校

(b) 30A 1校

(c) 40A 1校

b 使用電力量

(a) 最初の120kWhまで（1kWh当たりの単価） 1校 2,416kWh

(b) 120kWhを超え280kWhまで（1kWh当たりの単価） 1校 2,072kWh

(c) 280kWhを超える分（1kWh当たりの単価） 1校 11,385kWh

(イ) 従量電灯C

a 契約電力（1kVA当たりの単価） 2校 58kVA

b 使用電力量

(a) 最初の120kWhまで（1kWh当たりの単価） 2校 2,537kWh

(b) 120kWhを超え280kWhまで（1kWh当たりの単価） 2校 2,677kWh

(c) 280kWhを超える分（1kWh当たりの単価） 2校 9,957kWh

(ウ) 低圧電力

a 契約電力（1kW当たりの単価） 3校 53kW

b 使用電力量（1kWh当たりの単価） 3校 11,535kWh

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 納入場所 電力需給施設一覧による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
令和4年北海道教育庁石狩教育局告示第66号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館5階石狩振興局大会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和4年3月28日（月）午後3時30分（送付による場合は、同月25日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和4年1月18日付け北海道教育庁石狩教育局告示第26号
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（銭単位の単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額の合計額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。）が最低であるものを落札者とする。

- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織
- ア 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- イ 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
- ウ 電話番号 011-204-5872
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity
- a Contract type : Metered electric lampB (20 A, 30 A, 40 A)
- (a) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year
- ・ Until 120 kWh : 2,416 kWh
 - ・ 120 kWh to 280 kWh : 2,072 kWh
 - ・ Over 280 kWh : 11,385 kWh
- b Contract type : Metered electric lampC
- (a) A basic charge per kVA, The estimated electricity contract : 58 kVA
- (b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year
- ・ Until 120 kWh : 2,537 kWh
 - ・ 120 kWh to 280 kWh : 2,677 kWh
 - ・ Over 280 kWh : 9,957 kWh
- c Contract type : Low-pressure power
- (a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 53 kW
- (b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 11,535 kWh
- B Bid tendering date and time : 3 : 30 P.M., March 28, 2022
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 25, 2022)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月15日

北海道公安委員会委員長 小 林 ヒサヨ

北海道公安委員会規則第2号

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第18条の2の見出し中「人身安全対策課」の次に「の所掌事務」を加える。

第19条の2第1号中「銃砲刀剣類」を「銃砲刀剣類等」に改める。

第20条中「並びに自動車警ら隊及び航空隊」を「及び自動車警ら隊」に改める。

第20条の2第2号中「及び航空隊」を削り、「総合運用」を「運用」に改め、同条第3号中「、警察用航空機」を削る。

第20条の3第1号中「企画」の次に「、調査」を加える。

第20条の5を削り、第20条の6を第20条の5とし、第20条の7から第20条の18までを1条ずつ繰り上げる。

第23条の2第3号中「暴走族対策」を「暴走族等対策」に改める。

第23条の3の見出し中「交通規制課」の次に「の所掌事務」を加える。

第24条の見出し中「交通機動隊」の次に「の所掌事務」を加える。

第25条中「及び機動隊」を「並びに機動隊及び航空隊」に改める。

第28条に次の1号を加える。

(5) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）の運用に関すること。

第29条の次に次の1条を加える。

（航空隊の所掌事務）

第29条の2 航空隊においては、次の事務をつかさどる。

(1) 警察用航空機の運用及び整備に関すること。

(2) 災害その他の場合における警備実施、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援に関すること。

(3) 隊員の教養訓練に関すること。

第35条の7を削り、第35条の8を第35条の7とし、同条の次に次の1条を加える。

（特殊詐欺対策室）

第35条の8 刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課に、特殊詐欺対策室を附置する。

2 特殊詐欺対策室においては、第20条の15第3号に掲げる事務のうち特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪の捜査に関する事務を行う。

第47条の見出し中「釧路方面本部」の次に「の分課」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月15日

北海道公安委員会委員長 小 林 ヒサヨ

北海道公安委員会規則第3号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区 分 組織別		警 察 官				警察官以外 の職員	合 計	
		警 視	警 部	警部補及び 巡査部長	巡 査			計
北 海 道 警 察 本 部		175	268	1,247	528	2,218	576	2,794
札 幌 市 警 察 部		(2)	(9)	(11)		(22)	(8)	(30)
サイバーセキュリティ 対 策 本 部		2	3	11	1	17	1	18
北 海 道 警 察 学 校		12	14	48	240	314	28	342
札 幌 方 面 警 察 署		102	214	2,325	1,513	4,154	243	4,397
計		291	499	3,631	2,282	6,703	848	7,551
函館方面	本 部	18	38	152	53	261	57	318
	警 察 署	23	36	393	204	656	43	699
	計	41	74	545	257	917	100	1,017

旭川方面	本 部	19	39	163	59	280	62	342
	警 察 署	29	60	575	291	955	71	1,026
	計	48	99	738	350	1,235	133	1,368
釧路方面	本 部	22	42	182	55	301	63	364
	警 察 署	24	47	519	288	878	57	935
	計	46	89	701	343	1,179	120	1,299
北見方面	本 部	16	32	111	22	181	48	229
	警 察 署	16	27	258	118	419	29	448
	計	32	59	369	140	600	77	677
合 計		458	820	5,984	3,372	10,634	1,278	11,912

注1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。

2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。